

令和6年美浦村告示第70号

令和6年第2回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年5月20日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 令和6年6月11日
2. 場 所 美浦村議会議場

令和6年第2回美浦村議会定例会会期日程

期 日	曜日	会 議	時 刻	議 事 内 容
6月11日	火	本会議	午前10時	開会 報告・質疑 選挙 議案上程・提案理由の説明 一部議案質疑・討論・採決
6月12日	水	委員会	午前10時	総務経済委員会
		委員会	午後2時	厚生文教委員会
6月13日	木	休 会	—	議案調査
6月14日	金	休 会	—	議案調査
6月15日	土	休 会	—	議案調査
6月16日	日	休 会	—	議案調査
6月17日	月	休 会	—	議案調査
6月18日	火	休 会	—	議案調査
6月19日	水	休 会	—	議案調査
6月20日	木	休 会	—	議案調査
6月21日	金	本会議	午前10時	一般質問 議案質疑・討論・採決 閉会

令和6年第2回美浦村議会定例会提出議案提案理由説明書

報告第1号 継続費繰越計算書について（令和5年度美浦村一般会計）

報告第1号 令和5年度美浦村一般会計継続費繰越計算書につきまして、御説明申し上げます。

議案書の4ページをお開きください。

令和5年の第1回美浦村議会定例会において、令和5年度美浦村一般会計予算により設定を行いました継続費につきまして、繰越額及び財源が確定しましたので、報告するものでございます。

次ページをお開きください。

教育費の小学校費では、美浦村統合小学校建設事業として、設定額14億6,792万円のうち、支出済額を除いた残額1億3,480万8千円を繰越しております。

この財源につきましては、全額が一般財源となっております。

以上、令和5年度美浦村一般会計継続費繰越計算書につきまして御説明申し上げます。

報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（令和5年度美浦村一般会計）

報告第2号 令和5年度美浦村一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、御説明申し上げます。

議案書の6ページをお開きください。

令和5年度美浦村一般会計予算により設定を行いました繰越明許費につきまして、繰越額、及びその財源が確定しましたので、報告するものでございます。

次ページをお開きください。

初めに、総務費の総務管理費では、公用車管理費として、設定額と同額699万8千円を繰り越しております。

この財源につきましては、全額が一般財源となっております。

次の戸籍住民基本台帳費では、戸籍事務費として、設定額と同額429万円を繰り越しております。

この財源につきましては、全額が国庫支出金となっております。

同じく、住民基本台帳事務費として、設定額と同額46万2千円を繰り越しております。

この財源につきましても、全額が国庫支出金となっております。

次に、民生費の社会福祉費では、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の給付費及びその事務費として、設定額と同額の総額6,695万9千円を繰り越しております。

この財源につきましては、給付費の5,247万円は全額国庫支出金となっており、事務

費のうち767万9千円が国庫支出金、残りの681万円が一般財源となっております。

次に、衛生費の保健衛生費では、新型コロナワクチン接種事業費として、設定額と同額116万7千円を繰り越しております。

この財源につきましては、全額が国庫支出金となっております。

次の清掃費では、江戸崎地方衛生土木組合負担金（塵芥処理）として、設定額と同額6,652万1千円を繰り越しております。

この財源につきましては、村債が5,980万円、残りの672万1千円が一般財源となっております。

次に、教育費の小学校費では、美浦村統合小学校建設事業費として、設定額と同額28万6千円を繰り越しております。

この財源につきましては、全額が一般財源となっております。

次の保健体育費では、学校給食施設管理費として、設定額と同額284万9千円を繰り越しております。

この財源につきましても、全額が一般財源となっております。

以上、令和5年度美浦村一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして御説明申し上げます。

報告第3号 繰越計算書について（令和5年度美浦村水道事業会計）

報告第3号 令和5年度美浦村水道事業会計繰越計算書につきまして、御説明申し上げます。

議案書の9ページをお開きください。

資本的支出の建設改良費の配水施設拡張費の歳出予算の経費を、本年度に繰り越して使用することとしたため、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、報告するものでございます。

以上、令和5年度美浦村水道事業会計繰越計算書につきまして御説明申し上げます。

報告第4号 繰越計算書について（令和5年度美浦村下水道事業会計）

報告第4号 令和5年度美浦村下水道事業会計繰越計算書につきまして、御説明申し上げます。

議案書の11ページをお開きください。

資本的支出の建設改良費の管渠建設改良費、処理場建設改良費の歳出予算の経費を、それぞれ本年度に繰り越して使用することとしたため、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、報告するものでございます。

以上、令和5年度美浦村下水道事業会計繰越計算書につきまして御説明申し上げます。

報告第5号 繰越計算書について（令和5年度美浦村電気事業会計）

報告第5号 令和5年度美浦村電気事業会計予算繰越計算書につきまして、御説明申し上げます。

議案書の13ページをお開きください。

令和5年の第3回美浦村議会定例会において、令和5年度美浦村電気事業会計補正予算第1号により計上いたしました、出力制御対応工事につきまして、「発電所ID」の発行が遅延し、年度内の設置が不可能となったため次年度への繰り越しを行っておりますので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するものでございます。

予算額501万1千円に対しまして、繰越額は出力制御対応工事契約額495万円となっております。この財源につきましては、全額が損益勘定留保資金となっております。

以上、令和5年度美浦村電気事業会計繰越計算書につきまして御説明申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村税条例の一部を改正する条例）

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

議案書の16ページをお開きください。

本案は、「令和6年度税制改正大綱」を踏まえた「地方税法等の一部を改正する法律」が、令和6年3月30日に内閣府より公布され、4月1日から施行されていることに伴い、本村税条例等の改正が必要な項目について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により「美浦村税条例」を改正しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

今回の改正は、現下の経済情勢等を踏まえ、令和6年度分の個人住民税の特別税額控除を実施するとともに、令和6年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税の税負担の調整を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うものです。

以上、議案第1号 専決処分を行いました美浦村税条例一部を改正する条例について御説明申し上げます。

御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

議案書の29ページをお開きください。

本案は、美浦村国民健康保険税条例の一部改正について、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、本村国民健康保険税条例に改正が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により

3月29日に専決処分を行いましたので、同上第3項に基づき御報告をするとともに、御承認をお願いするものでございます。

改正の主な内容は、国民健康保険税の賦課限度額改正と減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しでございます。

以上、議案第2号 専決処分を行いました美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げました。

御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）

議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）

議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）

議案第3号から議案第6号 専決処分の承認を求めることについてですが、改正の内容が同様のため、一括して御説明申し上げます。

議案書の32ページから58ページを御参照ください。

これら4つの議案につきましては、美浦村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例ほか3つの条例の改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項に基づきこれを御報告し、承認をお願いするものであります。「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）」の施行に伴い、改正が生じたため、専決処分を行ったものです。

主な改正の内容でございますが、介護予防支援の円滑な実施、管理者の兼務範囲の明確化、公正中立性の確保のための取組、事業所内での書面掲示、身体的拘束等の適正化の推進、テレビ電話装置等を活用したモニタリング、ケアマネジャー1人当たりの取扱件数等の基準の見直しに対応するよう関係条文を整備するものです。

以上、専決処分を行いました議案第3号から議案第6号について、一括して御説明申し上げます。

御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度美浦村一般会計補正予算（第9号））

議案第7号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

議案書の60ページをお開きください。

本案は、令和5年度美浦村一般会計補正予算（第9号）を、地方自治法第179条第1項の規定により3月29日に専決処分を行いましたので、同条第3項に基づき御報告をするとともに、御承認をお願いするものでございます。

それでは、専決処分を行った令和5年度美浦村一般会計補正予算（第9号）について、御説明申し上げます。

始めに、第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,354万3千円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を84億4,327万1千円とするものでございます。

次に、第2条の繰越明許費の補正では、美浦村統合小学校建設事業として、年度内に完了できない不動産鑑定業務委託料について、翌年度へ繰り越しの設定をいたしております。

それでは、補正予算事項別明細書に基づき、御説明申し上げます。

最初に、歳出予算から申し上げます。

67ページをお開きください。

総務費について申し上げます。

総務管理費の企画費では、ふるさと応援寄附金事業費で、総額2,025万7千円の増額補正をお願いいたしております。

この補正は、美浦村ふるさと応援寄附金で4,300万円の増収を見込み、返礼品代となります記念品代、公金払い手数料、システム使用料につきまして、増額補正をお願いするものであります。

応援基金費では、只今説明いたしました、美浦村ふるさと応援寄附金で4,300万円の増収分は基金に積み立てることとなりますので、基金積立額4,300万円の増額補正をお願いいたしております。

続いて、教育費について申し上げます。

小学校費の学校管理費では、美浦村統合小学校建設事業費で、統合小学校の建設に伴い、駐車場等の土地を取得する必要が生じた際の土地鑑定委託料として、28万6千円繰越しいたしております。

続きまして、歳入予算について、御説明申し上げます。

前にお戻りいただきまして、66ページをお開きください。

寄附金について申し上げます。

寄附金の指定寄付金では、歳出予算で御説明しておりますとおり、美浦村ふるさと応援寄附金の見込み額の増に伴い、4,300万円の増額補正をいたしております。

続いて、繰入金について申し上げます。

基金繰入金の財政調整基金繰入金では、今回の補正の財源調整分として、2,054万3千円の増額補正をいたしております。

以上、専決処分を行いました令和5年度美浦村一般会計補正予算（第9号）について、御説明申し上げます。

専決処分につきまして、御承認をお願いいたします。

議案第8号 美浦村農業委員会委員の任命について

議案第9号 美浦村農業委員会委員の任命について

議案第10号 美浦村農業委員会委員の任命について

議案第11号 美浦村農業委員会委員の任命について

議案第12号 美浦村農業委員会委員の任命について

議案第13号 美浦村農業委員会委員の任命について

議案第14号 美浦村農業委員会委員の任命について

議案第15号 美浦村農業委員会委員の任命について

議案第8号から議案第15号 美浦村農業委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本議案につきましては、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員は村長が議会の同意を得て任命することとなっており、現在の農業委員の任期が令和6年7月28日まででありますことから、農業委員8名の任命につきまして、議会の同意を求めらるるものであります。

それでは、議案第8号から御説明申し上げます。

68ページをお開きください。

清原 幹雄（きよはら みきお）氏は布佐に在住の認定農業者で、「美浦村認定農業者の会」の推薦により応募されました。

今回、新たに任命する方でございます。

次に、議案第9号について御説明申し上げます。

次ページをお開きください。

松本 博志（まつもと ひろし）氏は土屋に在住の認定農業者で、「美浦村認定農業者の会」の推薦により応募されました。

平成30年より現在まで、美浦村農業委員を2期6年務めておられます。

次に、議案第10号について御説明申し上げます。

次ページをお開きください。

羽成 浩之（はなり ひろゆき）氏は木原に在住の認定農業者で、「美浦村認定農業者の会」の推薦により応募されました。

今回、新たに任命する方でございます。

次に、議案第11号について御説明申し上げます。

次ページをお開きください。

武田 誠一（たけだ せいいち）氏は牛込に在住の認定農業者で、「美浦村認定農業者の会」の推薦により応募されました。

令和3年より現在まで、農地利用最適化推進委員を1期3年務めておられ、今回、新たに農業委員へ任命する方でございます。

次に、議案第12号について御説明申し上げます。

次ページをお開きください。

松本 慎也（まつもと しんや）氏は山内に在住の認定農業者で、「美浦村認定農業者の会」の推薦により応募されました。

今回、新たに任命する方でございます。

次に、議案第13号について御説明申し上げます。

次ページをお開きください。

羽成 洋子（はなり ようこ）氏は木原に在住の方で、「水郷つくば農業協同組合」の推薦により応募されました。

今回、新たに任命する方でございます。

次に、議案第14号について御説明申し上げます。

次ページをお開きください。

松本 美智子（まつもと みちこ）氏は山内に在住の方で、個人からの推薦により応募されました。

令和5年5月、農業委員に欠員が生じたことから、追加募集により任命され、令和5年10月より現在まで、美浦村農業委員を8か月務めておられます。

最後に、議案第15号について御説明申し上げます。

次ページをお開きください。

糸賀 達男（いとが たつお）氏は受領に在住の方で、自薦により応募されました。

今回、新たに任命する方でございます。

なお、農業委員の任命に当たり、農業委員会等に関する法律第8条第6項の規定に

より、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない、とされていることから、農業に利害関係を有しない同氏を任命するものでございます。

なお、個別の経歴等につきましては、別紙資料を御参照くださいますようお願いいたします。

以上、議案第8号から議案第15号 美浦村農業委員会委員の任命について、一括して御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第16号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

議案第16号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について御説明申し上げます。

議案書の76、77ページをお開きください。

本案は、茨城県内全市町村をもって組織する茨城県後期高齢者医療広域連合において、規約の一部に変更が生じたため、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更の主な内容は、本年12月2日以降、現行の被保険者証廃止に伴い、市町村において行う事務のうち、被保険者証等に関する事務を改正するほか、市町村が負担する共通経費負担金の算定基礎の基準日等について整理を行うものです。

以上、議案第16号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、御説明申し上げます。

御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第17号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第17号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

議案書の78、79ページをお開きください。

この条例改正は、美浦村まち・ひと・しごと創生有識者会議を設置するため、美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

この美浦村まち・ひと・しごと創生有識者会議は、今年度の第7次美浦村総合計画後期基本計画の策定に伴い、総合計画の重点戦略に位置付けられている第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましても後期計画を策定するため、設置するものであります。

以上、議案第17号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

る条例の一部を改正する条例について御説明申し上げました。
御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第18号 美浦村税条例の一部を改正する条例

議案第18号 美浦村税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。
議案書の80、81ページをお開きください。

本案は、「令和6年度税制改正大綱」を踏まえた「地方税法等の一部を改正する法律」が、令和6年3月30日に内閣府より公布され、4月1日から施行されていることに伴い、本村税条例の改正が必要な項目について、改正するものです。

今回の改正は、公益信託の見直しに伴う所得税法の規定の見直しに伴う規定の整備を行うものです。

以上、議案第18号 美浦村税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げました。

御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第19号 美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第19号 美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の82、83ページをお開きください。

こちらの条例につきましては、参酌しております内閣府令の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が改正にされたことに伴い、「美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に所要の改正が必要となったため、該当箇所の改正を行うものでございます。

以上、議案第19号 美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げました。

御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について（大山マリーナ）

議案第20号 公の施設の指定管理者の指定（大山マリーナ）について、御説明を申し上げます。

議案書の84ページをお開きください。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、エバークリーン株式会社を引き続き大山マリーナの指定管理者として指定するものでございます。

また、指定管理の期間は令和6年7月1日より令和9年3月31日までの2年9か月とし、詳細につきましては協定書の締結により決定する予定でございます。

以上、議案第20号 公の施設の指定管理者の指定（大山マリーナ）について御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第21号 令和6年度美浦村一般会計補正予算（第1号）

議案第21号 令和6年度美浦村一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

議案書の85ページをお開きください。

初めに、第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入、歳出それぞれ1億985万7千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ88億4,985万7千円とするものがございます。

今回の補正は、令和6年度当初予算の編成時期の関係から、当初予算に組み込むことができなかったもの、また、その後必要が生じた事項で早急な予算措置が必要になったものにつきまして、計上をいたしております。

次に、第2条の債務負担行為の補正では、現契約が本年度末に終了する業務委託料について、2件の追加をいたしております。

債務負担行為の補正につきまして、御説明申し上げます。

88ページをお開きください。

初めに、基幹系及び内部情報系システムのクラウド環境での運用に伴う経費として、自治体クラウドサービス利用料の設定をお願いいたしております。

次に、木原城山児童館及び大谷時計台児童館に係る指定管理委託料の設定をお願いいたしております。

それでは、特に補正額の大きなものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づき御説明申し上げます。

最初に、歳出予算から申し上げます。

92ページをお開きください。

総務費について申し上げます。

総務管理費の一般管理費では、職員給与関係経費で、6月末に退職する職員の退職手当特別負担金として、409万5千円の計上をお願いいたしております。

同じく、総務管理費の一般管理費では、社会保障・税番号制度管理負担金で、387万6千円の増額をお願いいたしております。こちらは、地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバー・プラットフォームの、次期システム移行に伴う経費に係る負担金について、計上するものとなっております。

なお、財源につきましては、全額国庫支出金となっております。

同じく、総務管理費の文書広報費では、庁用文書等費で、2件の業務委託料の計上をお願いいたしております。

初めに、番号法改正に伴う例規整備支援業務委託料として、110万円の計上をお願いいたしております。こちらは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、マイナンバーの利用範囲の拡大及びマイナンバーと健康保険証の一体化に関して例規の改正等が必要となるため、当該改正等の支援を委託する費用の計上となっております。

次に、個人情報保護法制度関連対応支援業務委託料として、187万円の計上をお願いいたしております。こちらは、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報ファイル簿の整備が必要となるため、当該整備の支援を委託する費用の計上となっております。

同じく、総務管理費の企画費では、企画事務費で、案内看板設置工事費として、105万6千円の計上をお願いいたしております。こちらは、国道125号バイパスの4車線化に伴い撤去しておりましたみほ一すのカントリーサインを移設するための経費の計上をするものとなっております。

続いて、民生費について申し上げます。

社会福祉費の老人福祉費では、介護保険特別会計繰出金で、128万5千円の増額をお願いいたしております。こちらは、要介護認定調査員の増員に伴う報酬等の計上となっております。通達により、新型コロナウイルス感染拡大防止のため省略していた面会調査を再開することとなったため、増員をお願いするものです。

続いて、衛生費について申し上げます。

保健衛生費の予防費では、予防接種事業費で、風しん抗体検査の勧奨に係る経費として、総額37万5千円の増額をお願いいたしております。こちらは、国からの要請に基づき、風しん抗体検査クーポン券の使用が確認できない対象者に対する再勧奨を行うための通知等を作成及び送付するためのものです。

なお、財源につきましては、2分の1が国庫支出金となっております。

続いて、農林水産業費について申し上げます。

農業費の農業振興費では、農業振興推進事業費で、地域計画策定業務委託料として、235万4千円の計上をお願いいたしております。こちらは、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、将来の農地利用の姿を明確化し、農地の集約化を進める「地域計画」の策定が必要となるため、当該策定を委託する費用の計上となっております。

なお、本計画は令和4年度に公表いたしました「人・農地プラン」を、より発展させるものです。

財源につきましては、117万円が県支出金となっております。

同じく、農業費の農地費で、土地改良振興事業費では、総額3,311万3千円の増額をお願いいたしております。こちらは、全国土地改良事業団体連合会の助成制度である、土地改良施設維持管理適正化事業交付金を活用して、興津地区土地改良整理組合の井戸ポンプの改修事業を実施するものとなっております。当該助成制度を活用するにあ

たり、興津地区土地改良整理組合が事業実施主体となる要件を満たしていないことから、村が組合を代行して事業実施主体となるものです。

なお、財源につきましては、総事業費の9割が土地改良施設維持管理適正化事業交付金及び興津地区土地改良整理組合の負担金となり、1割は一般財源となっております。

続いて、商工費について申し上げます。

商工費の観光費では、観光振興事業費で、総額362万2千円の増額をお願いいたします。特に補正額の大きいものにつきまして、3点御説明申し上げます。

初めに、ゲーム及び漫画のキャラクターを活用し、観光振興及びイメージアップを図るため、IP活用観光大使関連事業等に係る消耗品費として205万5千円の増額をお願いいたします。

次に、直売所グランドオープンイベントに係る委託料として82万5千円の計上をお願いいたします。

次に、シン・いばらきメシ総選挙事業に係る補助金として34万2千円の増額をお願いいたします。こちらは、令和6年10月に茨城県が実施する観光イベント「シン・いばらきメシ総選挙2024～市町村対抗いばらき最強グルメ決定戦～」に参加する事業者に対し、観光協会を通じて補助を行うものとなっております。

続いて、土木費について申し上げます。

道路橋梁費の道路新設改良費では、道路新設改良事業費で、工作物補償金として1,351万9千円の増額をお願いいたします。こちらは、統合小学校周辺道路整備事業における村道拡幅工事にあたって支障となる、井戸・立木等の工作物の移設補償金の増額をお願いするものとなっております。

続いて、消防費について申し上げます。

消防費の非常備消防費では、消防団運営費で、令和5年度自治消防団員退職者11名の退職報奨金488万9千円の増額をお願いいたします。長年にわたり地域の消防防災活動にご尽力いただきました消防団員の方々には、改めまして敬意を表しますとともに、感謝を申し上げる次第であります。

同じく、消防費の災害対策費では、屋外防災行政無線管理費で、システム改修委託料として、143万3千円の計上をお願いいたします。こちらは、Google社が発表したなりすましメール対策の仕様の影響により、美浦村防災メールを村民に支障なく送信するためにシステムの設定変更が必要となったため、当該変更業務を委託するものとなっております。

続いて、教育費について申し上げます。

小学校費の学校管理費では、小学校施設管理費で、特定建築物定期調査報告業務委託料として、305万8千円の計上をお願いいたします。こちらは、建築基準法第12条第1項により義務付けられている特定建築物等定期調査報告が12月までに必要と

なるため、計上をお願いするものです。

同じく、小学校費の学校管理費では、美浦村統合小学校駐車場等周辺整備事業費で、総額3,074万円の計上をお願いいたしております。こちらは、統合小学校の駐車場及び送迎スペース等を新たに確保するための経費の計上となっております。内訳としましては、遠方の地権者と用地交渉及び手続をするための旅費等が総額10万2千円、土地購入費が3,063万8千円となっております。

同じく、中学校費の学校管理費では、中学校施設管理費で、特定建築物定期調査報告業務委託料として、140万8千円の計上をお願いいたしております。こちらは、先ほど小学校費で御説明した事業と同様のものとなりますので、御説明は省略させていただきます。

同じく、保健体育費の光と風の丘公園管理費では、光と風の丘公園管理費で、野球場汚水ポンプ及び制御盤改修工事費として、99万円の計上をお願いいたしております。こちらは、汚水ポンプ等の破損により、野球場のトイレが使用不可となっているため、修繕が必要となっているものです。

ここまで主な歳出の補正項目につきまして御説明申し上げます。

続きまして、歳入予算について申し上げます。

前にお戻りいただきまして、91ページをお開きください。

初めに、国庫支出金について申し上げます。

国庫補助金の総務費国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として387万6千円を計上いたしております。

同じく、国庫補助金の衛生費国庫補助金では、感染症予防事業費等補助金として18万7千円を増額いたしております。

続いて、県支出金について申し上げます。

県補助金の農林水産業費県補助金では、地域計画策定推進緊急対策事業補助金として、117万円を計上いたしております。

続いて、繰入金について申し上げます。

基金繰入金の財政調整基金繰入金では、今回の歳入歳出補正予算の財源の調整分といたしまして、6,979万6千円を増額補正をいたしております。

続いて、諸収入について申し上げます。

雑入の消防団員退職報償金では、歳出予算の中で説明いたしました退職消防団員に対する報奨金の財源として、488万9千円を増額補正をいたしております。

同じく、雑入では、歳出予算の中で御説明いたしました土地改良施設維持管理適正化事業に係る交付金等で、総額2,993万9千円を計上いたしております。内訳としましては、全国土地改良事業団体連合会からの交付金が1,971万円、興津地区土地改良整理組合の負担分が1,022万9千円となっております。

以上、今回の令和6年度美浦村一般会計補正予算（第1号）の主な概要について、

御説明申し上げました。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第22号 令和6年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第22号 令和6年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書の102ページをお開きください。

初めに、第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万円を増額し、補正後の予算総額を16億5,988万円とするものでございます。

次に、第2条の債務負担行為の補正では、自治体クラウドサービス利用契約が本年度末に終了となることから、債務負担の期間を令和7年度から令和11年度まで、限度額を1,910万9千円の設定をお願いいたしております。

それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書により、歳出から御説明申し上げます。

109ページをお開きください。

総務費について申し上げます。

総務管理費の一般管理費では、国民健康保険事務費で現行の健康保険証廃止に伴い、資格確認書等を交付するためのシステム改修費として88万円の増額補正をいたしております。

次に、歳入について御説明申し上げます。

前にお戻りいただきまして、108ページをお開きください。

国庫支出金について申し上げます。

国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金では、歳出の国民健康保険事務費で計上しましたシステム改修費の補助金として88万円の増額補正をいたしております。

以上、今回の令和6年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第23号 令和6年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第23号 令和6年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

議案書の110ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128万5千円を増額し、補正後の予算総額を14億7,328万5千円とするもので

ございます。

次に、第2条の債務負担行為の補正につきましては、自治体クラウドサービス利用契約が本年度末に終了となることから、債務負担の期間を令和7年度から令和11年度まで、限度額を1,283万4千円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書により、保険事業勘定の歳出から御説明申し上げます。

117ページをお開きください。

総務費、総務管理費、一般管理費の介護保険事務費では、介護認定更新手続きに係る新型コロナウイルス感染拡大防止の特別措置がなくなり、増加した介護認定調査業務を遂行するために雇用した会計年度任用職員1名の人件費について、報酬で100万5千円、職員手当等で23万3千円、旅費の費用弁償で4万7千円、合計128万5千円の増額補正をお願いするものです。

次に、保険事業勘定の歳入について御説明申し上げます。

116ページをお開きください。

繰入金の一般会計繰入金、職員給与費等繰入金では歳出の介護保険事務費で計上いたしました人件費128万5千円の増額補正をお願いするものです。

以上、今回の令和6年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第24号 令和6年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第24号 令和6年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書の125ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、債務負担行為の追加1件をお願いするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、第1表 債務負担行為により、御説明申し上げます。

次のページをお開きください。

債務負担行為の補正では、自治体クラウドサービス利用契約が本年度に終了となることから、債務負担の期間を令和7年度から令和11年度まで、限度額を372万5千円の設定をお願いいたしております。

以上、今回の令和6年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第25号 令和6年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）

議案第25号 令和6年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

議案書の127ページをお開きください。

第2条の債務負担行為の設定では、本年度内に契約するもので、契約期間が次年度以降になる委託料等について、債務負担行為の設定をお願いしております。

以上、今回の令和6年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第26号 令和6年度美浦村下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第26号 令和6年度美浦村下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

議案書の128ページをお開きいただきたいと思います。

第2条の債務負担行為の設定では、本年度内に契約するもので、契約期間が次年度以降になる委託料等について、債務負担行為の設定をお願いしております。

以上、今回の令和6年度美浦村下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

令和6年第2回美浦村議会定例会追加議案提案理由説明書

議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定及び和解について）

議案第27号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年5月27日に専決処分を行いましたので、同条3項に基づき御報告をするとともに、御承認をお願いするものでございます。

次のページをお開きください。

専決処分の内容といたしましては、令和6年4月16日、美浦村大須賀津湖畔農村公園にて、乗用草刈り機で除草作業中、相手方の車両と17メートル程度の距離があったため作業を継続しましたが、地面の起伏部を通過した際に土砂を巻き上げたため飛石が発生し、相手方車両の助手席側ドア上部1箇所を破損させました。

この件につきましては、美浦村の過失割合は100%であるため、速やかに損害箇所の補修及び賠償額の支払いを完了すべく、手続きを進めました。

相手方とはすでに和解もしており、今後物件損害及びこれに伴う一切の請求は行わないことを確認しております。

以上、議案第27号 専決処分を行いました損害賠償の額の決定及び和解につきまして、御説明申し上げます。

御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第28号 令和6年度美浦村一般会計補正予算（第2号）

議案第28号 令和6年度美浦村一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算ですが、令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、「重点支援地方交付金」について、地域の実情に応じて、困難な状況にある者をしっかりと支えるとの観点から追加する方針が示されました。

「地域の実情等に応じ、定額減税やほかの給付措置とのバランスにおいて可能な限り公平を確保できる適切な支援を行える」旨が盛り込まれた補正予算が11月29日に成立しております。

今回の補正は、物価高騰の影響を受けている、低所得の方及び定額減税の恩恵を十分に受けられない所得水準の方への速やかな支援のために、必要な給付金及び給付に要する事務費について、追加議案として予算の計上をお願いするものでございます。

また、定額減税実施に伴う村民税の減額補正及びその減額に係る国費補填分の増額

補正をあわせて計上いたしております。

その他、緊急性のある経費に係る補正をお願いいたしております。

それでは、議案書の5ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入、歳出それぞれ1億4,580万4千円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を、89億9,566万1千円とするものでございます。

次に、第2条の債務負担行為の補正では、美浦小学校スクールバス運行委託料について、仕様書の変更に伴い、限度額の変更をいたしております。

ただいま申し上げましたことにつきまして、補正予算事項別明細書に基づき御説明申し上げます。

最初に、歳出予算から申し上げます。

12ページをお開きください。

総務費について申し上げます。

戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳費では、住民基本台帳事務費で、総額86万3千円の計上をお願いいたしております。こちらは、職員の退職により急遽人員が不足したため、会計年度任用職員を1名雇用するための報酬等の計上をお願いするものとなっております。

民生費について申し上げます。

社会福祉費の社会福祉総務費では、6年度電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金給付費及び定額減税調整給付金給付費で、支援給付金を総額で1億3,409万円の計上をお願いいたしております。また、当該給付金に係る事務費としまして、総額1,085万1千円の計上をお願いいたしております。

6年度電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金は、令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯及び住民税均等割のみ課税となる世帯に対し10万円を給付し、また、当該世帯に18歳以下の子どもがいる場合は1人あたり5万円を加算いたします。

次のページをお開きください。

定額減税調整給付金は、納税者本人と配偶者を含む扶養親族の数から算定される定額減税可能額が、定額減税を行う前の所得税額・個人住民税所得割額を上回っており、定額減税しきれないと見込まれる場合の当該合算額を基礎として、1万円単位で切り上げた額を支給するものです。

この補正の1億4,494万1千円の財源につきましては、国庫補助金5,074万円、残りの9,420万1千円が一般財源となっております。

なお、給付費につきましては、今後、国庫補助金が追加交付される見込みとなっております。

続きまして、歳入予算について御説明申し上げます。

11ページをお開きください。

初めに、村税について申し上げます。

村民税で6,093万7千円の減額をいたしております。こちらは、冒頭で御説明しました定額減税による減収額について減額補正するものです。

続いて、地方特例交付金について申し上げます。

地方特例交付金の減収補てん特例交付金で6,093万7千円の増額をいたしております。こちらも、同じく冒頭で御説明しました、定額減税による減収額を国費で補填するものとなっております。

続いて、国庫支出金について申し上げます。

国庫補助金の総務費国庫補助金で、歳出予算で御説明申し上げた事業費の財源となる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に5,074万円を計上しております。

続いて、繰入金について申し上げます。

基金繰入金の財政調整基金繰入金では、今回の補正の財源調整分として、9,506万4千円増額補正いたしております。

以上、令和6年度一般会計補正予算（第2号）の概要について、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**令和6年第2回
美浦村議会定例会会議録 第1号**

令和6年6月11日 開議

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(報告・質疑)

報告第1号 継続費繰越計算書について(令和5年度美浦村一般会計)

報告第2号 繰越明許費繰越計算書について(令和5年度美浦村一般会計)

報告第3号 繰越計算書について(令和5年度美浦村水道事業会計)

報告第4号 繰越計算書について(令和5年度美浦村下水道事業会計)

報告第5号 繰越計算書について(令和5年度美浦村電気事業会計)

(選挙)

選挙第1号 美浦村選挙管理委員会委員の選挙について

(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(美浦村税条例の一部を改正する条例)

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(美浦村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて(美浦村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)

議案第5号 専決処分の承認を求めることについて(美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)

議案第6号 専決処分の承認を求めることについて(美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)

議案第7号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度美浦村一般会計補正予算(第9号))

(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第8号 美浦村農業委員会委員の任命について

議案第9号 美浦村農業委員会委員の任命について

議案第10号 美浦村農業委員会委員の任命について

議案第11号 美浦村農業委員会委員の任命について

議案第12号 美浦村農業委員会委員の任命について

議案第13号 美浦村農業委員会委員の任命について

議案第14号 美浦村農業委員会委員の任命について

議案第15号 美浦村農業委員会委員の任命について

(議案一括上程・提案理由の説明)

議案第16号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

議案第17号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第18号 美浦村税条例の一部を改正する条例

議案第19号 美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について (大山マリーナ)

議案第21号 令和6年度美浦村一般会計補正予算 (第1号)

議案第22号 令和6年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)

議案第23号 令和6年度美浦村介護保険特別会計補正予算 (第1号)

議案第24号 令和6年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

議案第25号 令和6年度美浦村水道事業会計補正予算 (第1号)

議案第26号 令和6年度美浦村下水道事業会計補正予算 (第1号)

.....

1. 出席議員

1番	下村宏君	2番	塚本光司君
3番	諸岡正明君	4番	北出攻君
5番	松村広志君	6番	葉梨公一君
7番	小泉嘉忠君	8番	岡沢清君
9番	山崎幸子君	10番	林昌子君
11番	小泉輝忠君	12番	沼崎光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長	中島栄君
教育長	山崎満男君
総務部長	吉原克彦君

保 健 福 祉 部 長	圓 城 達 也 君
経 済 建 設 部 長	岡 澤 光 一 君
教 育 部 長	小 山 久 登 君
総 務 課 長	笹 倉 英 雄 君
企 画 財 政 課 長	大 竹 裕 幸 君
税 務 課 長	佐 藤 大 吾 君
福 祉 介 護 課 長	柳 堀 浩 君
健 康 増 進 課 長	坂 本 聖 子 君
国 保 年 金 課 長	浅 野 洋 子 君
都 市 建 設 課 長	糸 賀 卓 也 君
経 済 課 長	正 慶 將 暢 君
生 活 安 全 課 長	富 田 正 寿 君
上 下 水 道 課 長 補 佐	小 泉 昌 浩 君
学 校 教 育 課 長	松 葉 時 男 君
子 育 て 支 援 課 長	葉 梨 裕 美 君
生 涯 学 習 課 長	石 川 大 志 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	米 澤 稔
書 記	田 代 恭 子
書 記	中 嶋 朋 幸

午前10時08分 開会及び開議

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。

第2回定例会への御参集、大変お疲れ様です。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和6年第2回美浦村議会定例会を開会いたします。

なお、今定例会中、広報担当職員による写真撮影を許可しておりますので、御了承
お願いをいたします。

本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程
表のとおりといたします。

○議長（下村 宏君） それでは、議事に入ります前に、村長の御挨拶をいただきた
いと思います。

中島村長。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） 改めましておはようございます。

令和6年第2回美浦村議会定例会に御参集、御苦労さまでございます。議員各位におかれましては、村政の発展と地域の活性化に御尽力をされておりますことに心より感謝申し上げます。

例年ですと、梅雨に入り、雨の多い季節となりますけども、今年はまだ関東地方は梅雨入りにはなっていない状況でございます。天候次第で被害が発生することも十分想定していかなければなりません。

昨年度を振り返りますと、6月上旬、台風2号による影響で、美浦村に線状降水帯が発生し、高橋川が氾濫。旧125号国道が冠水し、家屋では床上床下浸水など、大きな被害が発生いたしました。

今年度も自然災害による村道への土砂災害などの対応に、生活安全課、都市建設課の迅速な対応を心がけてまいりたいと思っております。高橋川流域の改善策につきましても、県土木のアドバイスを受けながら、河川の氾濫を抑制できるよう進めてまいります。

天気予報の報道で、関東地方の梅雨入りは今のところ発表はされておられませんけども、今週末ぐらいには発表があるようなお話が聞こえます。そのような状況下であります。稲敷市・阿見町・美浦村の3市町村が輪番で行う霞ヶ浦地区水防訓練を今年度は稲敷市が当番で、今月の15日土曜日に行う予定であります。近年、全国で大雨による水害が至るところで発生しております。水害による被害を最小限に抑えるには、広域による水防訓練が地域住民の安全安心にもつながる連携であると思っております。備えあれば憂いなしのことわざのように、常日頃の本来予防が大切であります。

昨年5月8日に、コロナの5類の移行により、経済活動を含め、コロナ前の社会生活に戻ってまいりましたが、完全に終息したというわけではなく、通常の生活に戻りつつあることはうれしい限りではありますが、一人一人がしっかりと予防し、安全を大切にしていけることが大切であります。

一昨年の3月24日にロシア軍によるウクライナへの侵攻や、ハマスとイスラエルの戦闘も停戦が見通せない状況であります。生活に困窮する戦場の人たちをテレビなどで見るたびに、早期の停戦が実現するよう、国連を中心として世界の国々が連携することが今こそ必要ではないでしょうか。

議員各位には、季節の変わり目に寒暖差もあり、体調に十分留意され御活躍いただきますようお願いいたします。

今定例会に提出する案件は、報告第1号で継続費繰越計算書について（令和5年度美浦村一般会計）が1件、報告第2号で繰越明許費繰越計算書について（令和5年度美浦村一般会計）が1件、報告第3号で繰越計算書について（令和5年度美浦村水道

事業会計)が1件、報告第4号で繰越計算書について(令和5年度美浦村下水道事業会計)が1件、報告第5号で繰越計算書について(令和5年度美浦村電気事業会計)が1件、選挙第1号で美浦村選挙管理委員会委員の選挙についてが1件、議案第1号で専決処分の承認を求めることについて(美浦村税条例の一部を改正する条例)が1件、議案第2号で専決処分の承認を求めることについて(美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)が1件、議案第3号で専決処分の承認を求めることについて(美浦村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)が1件、議案第4号で専決処分の承認を求めることについて(美浦村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)が1件、議案第5号で専決処分の承認を求めることについて(美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)が1件、議案第6号で専決処分の承認を求めることについて(美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)が1件、議案第7号で専決処分の承認を求めることについて(令和5年度美浦村一般会計補正予算(第9号))が1件、議案第8号の美浦村農業委員会委員の任命についてからの8件ですね、議案第15号までの美浦村農業委員会委員の任命について、合わせて8件、議案第16号で茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてが1件、議案第17号で美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第18号で美浦村税条例の一部を改正する条例が1件、議案第19号で美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例が1件、議案第20号で公の施設の指定管理者の指定について(大山マリーナ)が1件、議案第21号で令和6年度美浦村一般会計補正予算(第1号)が1件、議案第22号で令和6年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)が1件、議案第23号で令和6年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第1号)が1件、議案第24号で令和6年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、が1件、議案第25号で令和6年度美浦村水道事業会計補正予算(第1号)が1件、議案第26号で令和6年度美浦村下水道事業会計補正予算(第1号)が1件の32案件であります。

御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

○議長(下村 宏君) 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

なお、今日も、温度のほうか28度を超えるというような予想が出ております。皆様におかれましてはですね、上着の脱着は個々の判断にお任せをいたしますので、執行部も含めて、上着の脱着は個々で判断してください。よろしく願いをいたします。

○議長（下村 宏君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。
6番議員 葉梨公一君。
7番議員 小泉嘉忠君。
8番議員 岡沢 清君。
以上、3名を指名いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から21日までの11日間としたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本定例会の会期は、本日から21日までの11日間と決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 報告第1号 継続費繰越計算書について（令和5年度美浦村一般会計）から報告第5号 繰越計算書について（令和5年度美浦村電気事業会計）までを一括議題といたします。

本件につきましては、提案理由の説明書を事前に配付しております。
お諮りをいたします。

報告第1号から報告第5号について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。
報告第1号 継続費繰越計算書について（令和5年度美浦村一般会計）の質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、報告第1号の質疑を終結いたします。

次に、報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（令和5年度美浦村一般会計）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、報告第2号の質疑を終結いたします。

次に、報告第3号 繰越計算書について（令和5年度美浦村水道事業会計）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、報告第3号の質疑を終結いたします。

次に、報告第4号 繰越計算書について（令和5年度美浦村下水道事業会計）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、報告第4号の質疑を終結いたします。

次に、報告第5号 繰越計算書について（令和5年度美浦村電気事業会計）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、報告第5号の質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（下村 宏君） 日程第4 選挙第1号 美浦村選挙管理委員会委員の選挙を行います。

この案件は、選挙管理委員会委員4名及び補充員4名について選挙を行うものでございます。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名するということにしたいと思っております。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定をいたしました。

それでは、選挙管理委員会委員には、大津・幸君、椎名 実君、戸ノ岡達也君、野中一浩君。以上、指名をいたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました4名を、選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、大津・幸君、椎名 実君、戸ノ岡達也君、野中一浩君。以上が、選挙管理委員会委員に当選をされました。

ただいま当選されました方々には、後ほど文書をもって告知をいたします。

次に、選挙管理委員会委員の補充員には、第1順位に塚本千代子君、第2順位に坂本和男君、第3順位に松本政幸君、第4順位に小泉 勝君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました4名を選挙管理委員会委員の補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、第1順位 塚本千代子君、第2順位 坂本和男君、第3順位 松本政幸君、第4順位 小泉 勝君が選挙管理委員会委員の補充員に当選をされました。

ただいま当選された方々には、後ほど文書をもって告知をいたします。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村税条例の一部を改正する条例）から議案第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度美浦村一般会計補正予算（第9号））の7議案を一括議題といたします。

なお、7議案は関連しておりますので、一括して審議をいたします。

ただいま議題となっている7議案につきましては、提案理由の説明書を事前に配付しております。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第7号について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第7号までの7議案は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第6 議案第8号から議案第15号までの美浦村農業委員会委員の任命についての8議案を一括議題といたします。

ただいま議題となっている8議案につきましては、提案理由の説明書を事前に配付しております。

お諮りいたします。

議案第8号から議案第15号について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

議案第8号 美浦村農業委員会委員の任命についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、同意することに決定をいたしました。

議案第9号 美浦村農業委員会委員の任命についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、同意することに決定いたしました。

議案第10号 美浦村農業委員会委員の任命についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、同意することに決定いたしました。

議案第11号 美浦村農業委員会委員の任命についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、同意することに決定をいたしました。

議案第12号 美浦村農業委員会委員の任命についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、同意することに決定をいたしました。

議案第13号 美浦村農業委員会委員の任命についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、同意することに決定をいたしました。

議案第14号 美浦村農業委員会委員の任命についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、同意することに決定をいたしました。

議案第15号 美浦村農業委員会委員の任命についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、同意することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第7 議案第16号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてから議案第26号 令和6年度美浦村下水道事業会計補正予算（第1号）までの11議案を一括議題といたします。

ただいま議題となっている11議案につきましては、提案理由の説明書を事前に配付をしております。

お諮りいたします。

議案第16号から議案第26号について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程は、すべて終了をいたしました。
本日は、これにて散会いたします。
お疲れ様でした。

午前10時36分 散会

**令和6年第2回
美浦村議会定例会会議録 第2号**

令和6年6月21日 開議

一般質問

林 昌子 議員

松村 広志 議員

(質疑・討論・採決)

議案第16号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

議案第17号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第18号 美浦村税条例の一部を改正する条例

議案第19号 美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について (大山マリーナ)

議案第21号 令和6年度美浦村一般会計補正予算 (第1号)

議案第22号 令和6年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)

議案第23号 令和6年度美浦村介護保険特別会計補正予算 (第1号)

議案第24号 令和6年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

議案第25号 令和6年度美浦村水道事業会計補正予算 (第1号)

議案第26号 令和6年度美浦村下水道事業会計補正予算 (第1号)

(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第27号 専決処分の承認を求めることについて (損害賠償の額の決定及び和解について)

議案第28号 令和6年度美浦村一般会計補正予算 (第2号)

閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1番	下村 宏君	2番	塚本 光司君
3番	諸岡 正明君	4番	北出 攻君
5番	松村 広志君	6番	葉梨 公一君
7番	小泉 嘉忠君	8番	岡沢 清君
9番	山崎 幸子君	10番	林 昌子君
11番	小泉 輝忠君	12番	沼崎 光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中	島	栄	君
教	育	山	崎	満	男
総	務	吉	原	克	彦
保	健	圓	城	達	也
経	済	岡	澤	光	一
教	育	小	山	久	登
総	務	笹	倉	英	雄
企	画	大	竹	裕	幸
税	務	佐	藤	大	吾
住	民	中	島	紀	美
福	祉	柳	堀	浩	君
健	康	坂	本	聖	子
国	保	浅	野	洋	子
都	市	糸	賀	卓	也
経	済	正	慶	將	暢
生	活	富	田	正	寿
上	下	飯	田	和	徳
学	校	松	葉	時	男
子	育	葉	梨	裕	美
生	涯	石	川	大	志
学	習				君
課					君
長					君

1. 本会議に職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	米	澤	稔
書					記	田	代	恭
書					記	中	嶋	朋

午前10時00分 再開

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。

第2回定例会への御参集、大変お疲れさまです。

ただいまの出席議員は12名です。

なお、本議会もポロシャツ議会というようなことで、皆さんの上着の脱着については個々の判断にお任せをいたします。

これより、令和6年第2回美浦村議会定例会を再開いたします。
本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。
直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 通告のありました一般質問を行います。
通告順に従い、発言を許します。
最初に、林 昌子君の一問一答方式での質問を許します。
林 昌子君。

〔10番議員 林 昌子君登壇〕

○10番（林 昌子君） おはようございます。
それでは通告に従いまして、3点質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。
まず初めに1点目、相続登記申請の義務化について質問をいたします。資料を御覧ください。

令和3年4月28日に民法の一部を改正する法律が公布をされ、様々な法改正の中で、相続登記の申請の義務化が令和6年——本年4月1日に施行されました。この目的は所有者不明土地問題の解決です。平成28年度に国土交通省が行った調査では、登記記録で所有者の所在不明土地が約20%——九州の面積を超える約410万ヘクタールとの試算が公表されました。また、令和4年度国土交通省調査結果では、所有者不明土地が発生する原因の61%が相続登記の未了、35%が住所変更登記の未了とのこと。登記登録上の所有者は故人のままとなってしまう土地はさらに深刻化していくと危惧をされます。

そこで、本村の現状と対策を伺います。①相続登記申請の義務化の対象となるものと発生日はいつでしょうか。お尋ねをいたします。

〔総務部長 吉原克彦君登壇〕

○議長（下村 宏君） 総務部長 吉原克彦君。

○総務部長（吉原克彦君） 林議員の御質問にお答えします。

相続登記の申請義務化についてお尋ねをいただきました、義務化の対象日と発生日でございますが、亡くなった人が不動産を所有していた場合、不動産の名義変更が必要になります。この名義変更の手続を相続登記といい、2024年4月1日から義務化されています。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 不動産ですから、土地や家屋ともに申請義務があるという

ことが今確認をできました。

それでは、②相続登記の申請義務は、法改正施行日前に相続した不動産も対象となるのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 吉原克彦君。

〔総務部長 吉原克彦君登壇〕

○総務部長（吉原克彦君） 現在、相続登記や住所等の変更登記がされずに放置されている土地については、全て義務化の対象となります。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 全て義務化の対象とのことですが、それでは、③相続登記をせずに放置した場合はどうなるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 吉原克彦君。

〔総務部長 吉原克彦君登壇〕

○総務部長（吉原克彦君） 相続等により不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請を行う必要があります。

また、遺産分割協議が行われた場合は、遺産分割が成立した日から3年以内にその内容を踏まえた登記を申請する必要があります。

なお、正当な理由がないのに申請をしなかった場合、10万以下の過料の適用対象となります。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいまの答弁で、所有権取得を理解して3年以内に申請しない場合、また、そのまま放っておいた場合には罰則が設けられているということは、それだけ切実な状況であると推察をされるわけであります。

次に、④相続人申告登記という制度がありますが、どのようなときに必要な制度でしょうか。お尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 吉原克彦君。

〔総務部長 吉原克彦君登壇〕

○総務部長（吉原克彦君） 不動産を所有している方が亡くなった場合……失礼しました。不動産を所有している方が亡くなった場合、その相続人の間で、遺産分割協議がまとまるまでは、法定相続により、全ての被相続人がその不動産を共有している状態になります。

相続人登記とは、遺産分割協議がまとまらず相続登記を申請することができない場合において、自分が相続人であることを法務局の登記官に申し出ることによって、相続登記の申請義務を果たすことができる制度です。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいまの答弁で、この制度のことが理解できました。

それでは続いて、⑤相続した土地を手放して国に引き渡すという相続土地国庫帰属

制度がありますけれども、この制度についても具体的にはどのような制度か、お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 吉原克彦君。

〔総務部長 吉原克彦君登壇〕

○総務部長（吉原克彦君） 誰が所有者なのか分からない所有者不明土地の発生を未然に防ぐ方策として設けられたのが、相続土地国庫帰属制度です。土地を相続したものの、遠くに住んでいて利用する予定がない。周りに迷惑がかからないようにきちんと管理するのは経済的な負担が大きい。そのような理由で相続した土地を手放したいとき、その土地を国に引き渡すことができる制度でございます。

ただし、相続した土地であっても、全ての土地を国に引き渡すことができるわけではなく、引き渡すためには、その土地に建物が無いことなど、法令で定める引き取れない土地の要件に当てはまらない必要があります。

相談は事前予約制となっておりますが、法務局・地方法務局の窓口で対面相談または電話相談ができることとなっております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 土地には建物が無い状態では、この制度が利用できるということが理解できました。

それでは、⑥申請義務化に対する本村の現状と周知対応はどのようにされているか、お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 吉原克彦君。

〔総務部長 吉原克彦君登壇〕

○総務部長（吉原克彦君） 令和4年度の国土交通省の調査によると、所有者不明土地の割合は約24%、美浦村に換算しますと、約4万7千筆の土地がございますので、約1万1千筆の土地が所有者不明土地であると推計されます。

また、固定資産税が課税されている土地・家屋など7,262件のうち、所有者不明は59件、0.8%となっております。

本村としましては、相続義務化の……相続登記の義務化に伴い、役場1階住民課前、税務課前に法務局からのパンフレットを設置しております。令和4年第2回議会定例会の質問を受け、住民課では、死亡届の案内「ご遺族の方へ」に、相続登記の申請義務化のパンフレットを印刷して、遺族の方にお知らせしております。

また、税務課においては、令和5年度から、固定資産税納税通知書2枚目裏面に、法務局からのお知らせとして、相続登記の申請の義務化されますと、相続登記の申請義務化の案内の内容を直接印刷して、固定資産税の納税義務者の方にお知らせいたします。

今後、法務省においては、登記官が住基ネットから死亡の情報を取得して、職権で登記に表示する、登記名義人死亡等の事実の公示や、相続登記が必要な不動産の把握

が容易になるよう、特定の者が名義人となっている不動産の一覧を証明書として発行する、所有不動産記録証明制度の新設など、相続に関する情報の更新を図る新たな方策が実施される予定です。

本村におきましても、相続登記の義務化を初めとする新制度の認知度の向上を図るため、今後も住民の皆さんに丁寧な周知広報を行ってまいりたいと考えております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 所有不動産記録証明制度の新設ということを伺いまして、これが導入されれば役場職員の手間とか、そういうものが大分簡素化されて、希望的展望が伺えた答弁をいただきました。

それと、また住民課と税務課の取り組み、本当に素晴らしいと感動いたしました。住民に情報を伝えようと工夫された取り組みが、資料の……今の部長の資料の提示で理解ができました。これはほかの自治体ではやっていない見事な取り組みと評価をさせていただきます。令和4年の6月議会で、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法について、私自身質問したときに、住民への周知に努めると確かに部長の答弁がなされました。即実行され、当事者の目にとまるような工夫をされていることに敬意を表するとともに、住民の立場に立った取り組みがなされていることが、私としてはとてもうれしかったこととございます。多くの方が名義変更義務化を理解されたと確信をいたしました。所有者不明土地が59件で済んでいるのは、この御努力のたまものであると改めて評価をいたします。

いざというときに、村内の土地を有効活用できるようにするためにも、所有者不明土地が増えないよう、登記の義務化を速やかに進める体制の確立が必要であります。

そこで村長に伺います。住民の方から伺ったところ、手続をしたくてもお金がなくてできない、また、家族との関係性が円滑でないために、所有者自身が子供や親族に相続させたくないという方、名義人が2代前3代前で相続手続きが煩雑化して面倒、様々でした。そのまま放置すれば、所有者不明不動産の増加につながります。手続をするお金がない人には多少の援助を行えばできる方が増える可能性があります。

また、関係性悪化や複雑化のために名義変更したくてもできない人に対して、村長はどのような手だてが必要と考えるか、お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

〔村長 中嶋 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） 定例会再開日、大変御苦労さまでございます。

今、林議員のほうから、相続登記に関してということで、もう4月1日から義務化をされる。これについては、やはり相続をされる、その順位があります。日本の中でもいろんな方が相続をされないでいる方も、中にはいるとは聞いておりますけども、周知をすることは行政としては、お願いをする、そういう意味では、もっとパンフレット等も含めて広報も入れながら、相続者に対しては、迅速な相続をするよう促して

いきたいというふうに思っております

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいま村長のほうからも広報に関してはということで、迅速な広報活動していくという答弁いただきましたが、助成に対しての答弁はなかったかなと思います。これ以上の答弁は引き出せないのかなというふうに、半分諦めの気持ちもございしますが、ここでとどまることなく、さらに今後の進捗状況を見ながらね、ぜひまた前向きに検討していただけたらなというふうに思っております。

相続登記がなされないために、所有者が不明の土地である所有者不明土地が全国的に増えており、その結果、放置された土地の影響で周辺の環境も悪化してしまったり、所有者の許可が得られないために、公共工事などが阻害されたりと、社会問題となっているわけでございます。放置された土地は、ごみの不法投棄がされたりすることも考えられます。野放しになってしまう土地が増えてしまえば、公共工事等の工事が見込めず、大幅な時間と交通費等の費用もかかることが想定をされます。手続するためにいろんなところに職員が飛んでいる現状も伺っているので、このことも伝えさせていただきます。

また、一般の方が隣近所で空き家になった土地を購入したいと思っても購入できません。

このように、健全で適切な管理がされない土地が増えることは、美浦村の地域価値が下がり、美浦村という自治体の評価価値の損失につながると思います。どうか相続登記の円滑化を図るため、相続登記義務化を当事者の方々がしっかりと義務を果たさせること、さらには、美浦村としての先行投資と切り替えて、手続費用補助を検討されることを願い、相続登記義務化についての質問を終わらせていただきます。

それでは、2点目の質問に移ります。

子宮頸がん検診の拡充について質問をいたします。

子宮頸がんは、25歳から40歳の女性のがんによる死亡原因の第2位で、年間約3,000人が亡くなっているということは、過去の質問等に何度か私の方からお伝えしておりますので、皆様御承知のとおりでございます。多くの先進国では子宮頸がんではなくなる人が減りつつあるのですが、日本の死亡者は増加傾向にあります。この要因は、ワクチンの接種率や検診率が低いということが要因と指摘をされています。子宮頸がんはHPV——ヒトパピローマウイルスの感染が原因ですが、感染しても、がんへ進行するまでには長い時間がかかるので、定期的に検診を受け入れていけば、早期発見につながります。

資料を御覧ください。子宮頸がん検診方法についてでございます。

現在は、子宮頸部の細胞の変化を調べる細胞心を年に1回実施していますが、本年4月より30歳以上を対象にウイルス感染を調べるHPV検査というものを自治体の判断で導入可能となりました。細胞診とHPV検査、二つの検査の併用でほぼ100%異常

を発見できることとなります。発見ができるんです、100%。4月導入の目的は、子宮頸がんを完全に予防しようとするものです。

そこで、本村の受診現状と対策を伺います。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 圓城達也君。

〔保健福祉部長 圓城達也君登壇〕

○保健福祉部長（圓城達也君） 林議員の御質問にお答えします。

本村の子宮頸がん検診は、公益財団法人茨城県総合健診協会に委託して実施している集団検診と、受診者の利便性を図るため県内30か所の医療機関に委託して実施する個別検診を実施し、がんの早期発見、早期治療に尽力しているところです。市町村が実施する子宮頸がん検診については、国の実施指針において、20歳以上の女性を対象に2年に1回の細胞診を行うことを推奨してきました。

今回、林議員の御質問のとおり、国では令和6年2月14日に指針を改正し、これにより本年4月1日より体制整備、関係者の理解、協力などが得られた市町村から、順次指針に基づくHPV検査の導入が可能となりました。

がん検診の未受診理由で最も多いのは、受ける時間がないからであります。細胞診が2年ごとの検診であるのに対して、HPV検査は5年毎となることから、受診行動の負担軽減ができ、受診率向上が期待できるところであります。

一方で、子宮頸がんに至るかどうかわからないHPV慢性感染も検出することになり、患者が長期間不安で過ごすことも懸念されます。そのような不安を払拭するにはリスク保持者の追跡管理が必須であり、実施体制の整備が急務であります。

本県におきましては、茨城県生活習慣病検診管理指導協議会子宮がん部会における協議の結果、HPV検査を用いた検診は、健診の結果によって次の検査時期や検査内容が異なることなどの複雑性があり、適切な受診勧奨等が行われなければ期待される効果が得られないことから、市町村や検診実施機関における制度管理の整備状況を鑑み、本年度からの導入を見送ることになりました。

本村としましては、茨城県子宮頸がん検診実施指針による、細胞診にHPV検査を併用した子宮頸がん検診の導入を検討していくとの結論を受け、今後県内の検診機関と制度管理の整備状況に合わせて導入を進めていきます。

今後も、子宮頸がんの発症予防、早期発見、早期治療のため、HPVワクチンの接種勧奨と検診受診率の向上に取り組んでまいります。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 県内各自治体の導入状況の進捗情報を見ながら、ある程度足並みをそろえながら進めていったほうが、うまく取り進めていけるのかなっていう、そういう部長の思いもかいま見れるところがございますが、HPVワクチンの接種勧奨と検診受診率の向上に取り組んでいくとの前向きな答弁をいただけたと思います。

それでは次に、本村の子宮頸がん検診の受診状況を伺います。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 圓城達也君。

〔保健福祉部長 圓城達也君登壇〕

○保健福祉部長（圓城達也君） 令和5年度実施の子宮頸がん検診の受診状況についてお答えします。

年代別の受診者数ですが、20歳代は26人、30歳代は86人、40歳代は155人、50歳代は204人、60歳代は143人、70歳以上は152人、合計766人でした。

また、厚生労働省が公表している直近の子宮頸がん検診の受診率は、令和4年度実績分となりますが、茨城県平均で13.7%、本村においては21.3%で県内でも上位に位置しております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 50歳代204名、すばらしい受診数だと思います。やはり20歳代から30歳代が少ないですね。でも、検診受診率が茨城県上位に位置すること。喜ばしい実績は担当課の皆様の日常的な周知と積極的勧奨の成果であると評価をさせていただきます。

それでは今後、HPV検査を導入するなどのさらなる受診率向上への取り組みを伺います。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 圓城達也君。

〔保健福祉部長 圓城達也君登壇〕

○保健福祉部長（圓城達也君） 子宮頸がん検診にHPV検査単独法を導入するに当たっては、HPV検査単独法に係る詳細を記載した検診マニュアルが別途公表される予定とされています。

本村においても、国、県、検診実施機関からの指導・助言を受け、住民の方と対象者に広報・ホームページによる周知、個別通知による新たな検査方法等の周知及び受診勧奨などを行い、引き続きがん検診の受診率向上を図ってまいります。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） それでは今後担当課の積極的勧奨によって、子宮頸がん検診の拡充がなされていけば、おのずと予防の大切さに気づいていくと思います。

それでは、HPV検査で陽性だった場合に、治療薬はなく、病気が進むかどうかを健診しながら見守るしかない病気である怖さを知るからであります。そこで、予防にはワクチン接種ですが、対象者は女性だけではなく、男性のHPVワクチンも有効ですけれども、その件はなかなか知られていません。情報提供として、男性にもHPVワクチンについての周知が必要と考えますが、いかがでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 圓城達也君。

〔保健福祉部長 圓城達也君登壇〕

○保健福祉部長（圓城達也君） 現在、女子のHPVワクチン接種につきましては、

小学校6年生から高校1年生相当年齢を対象として、予防接種法に基づく定期接種に位置づけられています。

本村においては、接種対象者には個別通知において、子宮頸がんの発症予防やワクチン接種の周知、勧奨等を実施しているところです。また、広報・ホームページ・ポスター掲示等で広く住民に啓発を図っております。

一方、男性のHPVワクチン接種については、予防接種法に定めておらず、個人の意思と責任により接種する任意接種となっております。男性がワクチンを接種することの有効性として、中咽頭がん、肛門がん、尖圭コンジローマの予防のみならず、性交渉によるHPV感染から女性を守る効果などがあります。

本村では、男性のHPVワクチン接種について、HPV感染症の周知や発症予防等の注意喚起など、広報やホームページを通じて行っていきたいと考えております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいまの圓城部長の答弁では、男性がワクチンを接種することの有効性をとてもよく理解された上での前向きな答弁をいただき、うれしく思いました。

そこで、必要な情報を必要な人に伝えることが大切であると考えます。子宮頸がん検診やワクチン接種について、正確な情報を当事者である子供たちにも伝えることが大事ではないでしょうか。

資料を御覧ください。これは予防医学学会の広報紙でございますが、了解を得て、今回提示をさせていただいている資料でございます。その左が家庭での性教育推進の働きかけについてとありまして、ここでは学校での性教育が必要になってくることが明記をされております。

次のページになりますと、HPVワクチンの最新情報としまして、HPワクチンと副反応との間に因果関係は証明されないと明記をされている部分がございます。

また、③……HPVワクチン男子への③ですね。HPVワクチン、男子への接種では、男子学生たちがHPVワクチンの接種を求めて署名活動をしていると。本当に現場の人たちのほうが理解をされて、こういう行動をもう開始しているという記事でございますが、そういう意味では、大人の私たちがアップデートをして、子供たちの健全な健康を育んでいきたいと思います。と結んでおります。

そこで、小山教育部長に質問をいたします。

20歳代の検診を拡充するためにも10歳代の保健の授業は重要な時間となると思います。学校での性教育の現状をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 教育部長 小山久登君。

〔教育部長 小山久登君登壇〕

○教育部長（小山久登君） 林議員の御質問にお答えいたします。

子宮頸がんのHPVワクチンは、現在の保健の教科書には含まれていない内容とな

っておりまして、これまで村内各小・中学校においては、保健の授業で性教育に係るHPVワクチンについて特に触れてはいないものと承知しております。

一方で、HPVワクチンについては、接種することにより、HPV感染症を防ぐために有効な方法であることから、今後、子宮頸がんの予防の観点からも、小・中学校の保健の時間において可能な限り、HPVワクチンについての正しい知識を学ぶための授業を行うよう要請をしまいたいと考えております。

また、授業としてはありませんが、先月に美浦中学校において、3年生全員及びその保護者を対象とした産婦人科医による性教育の講演会があり、その一部に子宮頸がんの予防に関する内容としてHPVワクチンについての講話があったとのことでございます。

なお、保護者からの1名の参加があったことを申し添えさせていただきます。

さらに、今年度は、この産婦人科医による講演会を木原小学校では5・6年生全員を対象に、安中小学校では6年生全員を対象にそれぞれ12月頃に、大谷小学校では5年生全員を対象に2月頃に開催する予定となっておりますので、子供たちにHPVワクチンに関する正しい知識を身につける一助になるものと期待されるものでございます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） とてもうれしい報告をいただきました。部長ありがとうございます。対象者全員にワクチンについて、男性女性関係なく、専門家からの正しい情報を伝えるすばらしい取り組みということで評価をさせていただきます。高く評価いたします。

この取り組みは受診率の低い20歳代30歳代の検診率アップにつながる、必ずつながっていくと思います。先ほど圓城保健福祉部長への質問でも述べましたけれども、女性だけでなく、男性にも子宮頸がんやHPVワクチンのことを知ってもらうことはとても重要であると考えていましたので、既に今年実施されていることが確認できて、とても安心をいたしました。

そこで、今後は、まだまだ意識の薄い男性への意識啓発が必要と考えます。その点について今後どのように取り組まれるかを、さらにお尋ねをさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 教育部長 小山久登君。

[教育部長 小山久登君登壇]

○教育部長（小山久登君） HPVは性交渉により感染すると言われておりますので、HPVワクチンの接種は、女性への感染を防ぐだけでなく、男性がかかる病気を防ぐ効果もあると言われております。

女性に対しては、HPVワクチンの定期接種の制度があり、女子児童生徒については、身近なものとしてHPVワクチン接種に関して一定の理解を得ることはできてい

るものと考えられます。

一方で、現在では男性についてのHPVワクチンの定期接種の制度は確立されていないことから、HPVワクチンの接種についての認識が女子に比べて高くはないと推測されますので、先ほど御答弁いたしました学校における保健の授業並びに講演会等を通じて、男子児童生徒のHPVワクチンの接種についての認識を高めていければと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） とても前向きな答弁をいただき、感謝を申し上げます。

最後に、圓城保健福祉部長に伺います。

先ほど最後の答弁で、男性のHPVワクチン接種について、HPV感染症の周知や発病予防等の注意喚起など、広報やホームページを通じて行っていきたいと考えておりますとありました。女性は無料なんですけれども、男性は有料なんです。

そこで、資料、茨城新聞の記事でございますが、6月12日掲載された記事ですので、皆様も御覧になった方がいらっしゃると思います。他県でも導入自治体が増えつつありますけれども、県内でも、本年度より水戸市、龍ヶ崎市、大子町が男性の接種費用を助成すると。土浦市も検討するとの答弁がされておりました。

そこで、本村も土浦市同様に検討できないかということをお伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 圓城達也君。

〔保健福祉部長 圓城達也君登壇〕

○保健福祉部長（圓城達也君） HPVワクチンの男性の接種については、令和2年12月に前駆病変を含む肛門がん及び尖圭コンジローマの適用拡大が承認され、9歳以上の男性も接種できるようになりました。令和4年8月4日の厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会の小委員会で、定期予防接種としての位置づけの検討を始めたところでございますが、本年3月に費用対効果に課題があるとの見方により、定期接種は当面見送られることとなっております。男性の接種が承認されている4価HPVワクチンは定期接種ではなく任意の予防接種となっているため、全額自己負担となっております。費用は全3回の接種で5、6万円ほどかかります。

本村としましては、他市町村の動向を注視しながら、助成について検討をしております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 他市町村の動向を注視しながら助成を検討していただくという答弁をいただきました。それでも本当に部長自らよく検討されて、現実的な答弁をいただけたと感じております。

現在の学校での取り組みが毎年行われれば、意識が高まり、我が美浦村でも接種希

望者が出てくる可能性はありますし、また、検査を受ける人の人口も増えてくることが期待をされます。まずは、少人数分の予算化が妥当であり、予算化可能な範囲内だと推察いたします。ぜひとも早期助成の導入を御期待を申し上げまして、2点目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

最後に3点目、妊産婦乳児タクシー利用費助成事業について質問をいたします。

資料を御覧ください。地域の実情に合わせて実施されている一覧表でございます。これは、タクシー利用に対して一部助成を実施している近隣自治体の一覧表でございますが、出生数は年々減っているのが現実ではありますけれども、大切な命に変わりはありません。経済的負担を課せられても、子供を授かり、健康で丈夫な赤ちゃんを産み育てたいとの思いを伺うとき、妊娠期の心身ともに不安定なときの不安を少しでも取り除き、安心して出産できる体制の整備は、行政の役割ではないかと考えます。

妊産婦健診時や陣痛時及び乳児の健康検査、予防接種等に医療機関へ通院する場合のタクシー利用費の助成ができないかということをお伺いさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 圓城達也君。

〔保健福祉部長 圓城達也君登壇〕

○保健福祉部長（圓城達也君） 林議員の御質問にお答えします。

現在、本村の妊産婦に対する経済的支援として、平成29年度より実施しています授乳服等購入補助事業と、令和4年度より出産子育て応援ギフト事業を実施しております。

住民服等購入補助事業は、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和5年度より授乳服のみだけでなく、マタニティーウェアを助成品目に追加し、購入する妊産婦1人当たり8,000円を上限に補助する事業です。

また、出産子育て応援ギフト事業とは、国の令和4年度第2次補正予算において、出産子育て応援交付金が創設されたことに伴い、妊娠届出や出生届出を行った妊産婦に対し、それぞれ5万円を支給する事業です。本事業の用途内容は、妊婦健康診査等の交通費や出産育児関連費用の購入・レンタル費用または家事、子育て支援サービスの利用料に関わる費用助成とされています。

さらに、令和7年度には予算事業から児童手当等と同様に、法定事業となり、恒久的に継続されることが予定されています。

このように、本村においても、全ての妊婦・子育て世代が安心して、出産・子育てができるための一助として、経済的支援を行っているところでございます。妊産婦等のタクシー事業費助成につきましては、県内の幾つかの自治体で実施をしているところでございますが、助成の方法は様々であるため、こういった形で支援していくのが最適かを研究していきたいと考えております。

今後も、経済的支援のみならず、妊娠期から出産・子育てまで、身近な相談に応じ、様々なニーズに即した、一貫した支援を行ってまいります。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 美浦村に適した導入方法を研究していただけるとの前向きな答弁をいただけたと思います。早期実現を楽しみにしていますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、本村の出生数・出生場所について伺います。よろしく申し上げます。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 圓城達也君。

〔保健福祉部長 圓城達也君登壇〕

○保健福祉部長（圓城達也君） 本村の出生数ですが、令和元年度が87人、令和2年度が87人、令和3年度が71人、令和4年度が74人、令和5年度が59人でございます。また、出産時の病院等については、県内の医療機関が95%、県外の医療機関が5%でした。県内の内訳としては、阿見町、つくば市、牛久市、土浦市、龍ヶ崎市、取手市となっております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 過去には出生数100名以上だったことが懐かしく思うわけですが、令和5年度では59名ということで、本当にちょっと寂しい気もいたしますが、でも本当に一人一人の命重さは一緒ですので、何とかこういう出産に携わる方々をまた援助できればなというふうに思うわけでございます。初産は里帰り出産する方がいますけれども、2人目3人目となると、美浦村で出産を迎える人がほとんどです。その方々はお示しいただきました他の自治体病院に通院することになり、通院時間がかかっております。妊婦健診や体調不良児の通院・陣痛等で大変だったことや、何があれば美浦村で産み育てられるかということ、私自身、美浦村で出産経験された御家庭、また今現在の妊婦さんに聞き取りをさせていただきました。体調のいいときは自分で運転していくことができるけれども、風邪など体調不良や陣痛時に誰も乗せてもらえないときやタクシー営業時間外での通院が困ったということを伺いました。そのときは、不安でより体調が悪くなったそうです。普通にタクシーを利用しても運転手さんから嫌な顔をされたり、救急車を呼んで病院に行っても救急隊員や看護婦さんにも何で救急車で来たんだというような顔をされて心苦しい思いをした等々、いろんな経験を聞かせていただきました。特に、その中で多かった要望は、陣痛タクシーがあればとても助かるということでした。札幌で陣痛タクシーを利用した方がいまして、とても安心して病院を行けたということで、とても助かったと教えてくれました。陣痛タクシーは、近隣でも行っているところございますけれども、近隣の福祉タクシーの方に私自身も当たってみました。そのところ対応してくれるとのことのお返事をいただいた2者、ございました。

ぜひ、母子手帳発行時のときにでも、そういうような情報をお伝え願えれば、安心して、陣痛のときにも安心して病院に行けると、本当に母体の安全につながると思います。

また、陣痛タクシーのある自治体は、ホームページでも、陣痛時に利用できるタクシーとして周知をしています。ぜひ、この件もあわせて御検討をお願いしたいと思います。

もう一つの要望は、タクシーとは別の話でございますが、2人目3人目出産時に、上の子を預けてもらえるところがあると助かるとの御要望をいただきました。これは、妊婦さん支援としても関連の要望ですので、子育て支援の充実として、預かりの体制の整備もぜひ今後検討していただけたらありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上の2点について、前向きに答弁していただきたいことを希望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、林 昌子君の一般質問を終了いたします。

ここで会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

11時に再開をしますので、よろしくお願ひをいたします。以上です。

午前10時48分 休憩

午前10時59分 開議

○議長（下村 宏君） 引き続き、会議を開きます。

次に、松村広志君の一問一答方式での一般質問を許します。

松村広志君。

〔5番議員 松村広志君登壇〕

○5番（松村広志君） 皆様、おはようございます。5番議員の松村です。よろしくお願ひいたします。

初めに、今年1月1日に起きた能登半島地震から半年が経ちました。改めて震災により亡くなられた方々に、深く哀悼の意をささげるとともに、被災された方々に、心よりお見舞いを申し上げます。今日までの間、政府や各自治体、そして多くのボランティアの方々の御尽力により、復興・復旧は大きく進展しております。その一方で、いまだ生活に御不便を余儀なくされている方もおられます。1日も早く、全ての方が豊かな日常を取り戻せることを、心より願うものであります。

それでは、質問に入らせていただきます。

SDGs、誰も置き去りにしない街づくりとウェルビーイングへの取り組みをコンセプトに質問させていただきます。

2030年をターゲットに、17の目標達成を目指しているSDGsに対し、ウェルビーイングはSDGsの次なるグローバルゴールとしてポストSDGsとも呼ばれ、世界中から注目されております。

これまでもウェルビーイングについては何度も触れてまいりましたが、改めて、身体的・精神的・社会的によい状態にあることを言い、短期的な幸福のみならず、生き

がいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念であり、多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられるよい状態にあることも含む包括的な概念であります。これを私なりに申し上げるならば、価値創造の幸福感とでも言えるのでしょうか。

では初めに、外国人との地域共生について伺います。

公明党の2040ビジョン検討委員会は、2月から3月にかけて実施した「少子高齢化、人口減少への対応に関する自治体アンケート」の調査結果を公表しました。市区町村のうち32.5%が自治体としての存続が危うい水準との認識を表明。都道府県でも、23.9%が存続に危機感を抱いていることが判明しました。同委員会は、高齢者人口がピークを迎える2040年問題への対策として、教育や医療、介護などに関する分科会をつくり、社会保障の諸課題を克服するための新たなビジョン策定に向けた議論を進めております。今回の調査では、能登半島地震で被災した石川県など対象外とした46都道府県と全国1,304市区町村、回答率75.6%から回答を得ました。その中、外国人材の受け入れの見通しについて、今後不足するとした市区町村が全体の63.7%に達した。一方で、今のところ、外国人材の必要性は低いと答えたところが26.6%であることから、外国人材の需要にかなりの地域差があることがうかがえた。自治体としての存続に危機感を抱いている市区町村に限定すると、70.7%が将来的に不安、不足すると回答した。外国人材を受け入れる上での課題を三つ選んでもらったところ、市区町村では、地域住民の理解と協力61.1%が最も多く、それに続いて、日本語教育の充実53.7%、地域や職場における通訳など支援スタッフの確保51.3%となった。都道府県では日本語教育の充実をあげた回答が81.1%と圧倒的に多くなった。国の統計によれば、2023年末時点での国内の在留外国人数は341万992人で、過去最多を更新しております。茨城県内では2023年6月末時点で8万5,858人に上っております。

そこで、本村の居住の実態と課題について伺います。

○議長（下村 宏君） 総務部長 吉原克彦君。

〔総務部長 吉原克彦君登壇〕

○総務部長（吉原克彦君） 松村議員の御質問にお答えします。

本村における外国籍の住民の数としましては、6月1日現在535人、村の人口の約3.7%となっております。また、課題との御質問でございますが、一般的には言葉の壁や、安全に対する懸念等があるものと思われまます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） 人口減少が進み、労働力や地域づくりの担い手不足が深刻化している。地域を中心に、日本の高齢者と外国人の若者が新たな地域社会を築いているところもあります。日本社会が変容していく中、各地域で外国人とどのような社会をつくっていくかは、喫緊の課題であります。

このことに対し、専門家である東京大学の土田特任教授は、多文化共生と言われる

政策領域では、文化的な違いを尊重し、外国人と対等な関係を目指し、外国人を社会の構成員として位置づける共生の在り方を取上げております。

さて、総務省が改訂した地域における多文化共生推進プランでは、多様性と包摂性のある社会の実現による新たな日常の構築、外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献、地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保、これは、外国人住民が主体的に地域社会に参画し、自治会活動、防災活動、他の外国人支援などの担い手となる取り組みを促進するなどが挙げられております。国の教育審議会生涯学習分科会によれば、外国人を含む困難な立場にある人々、それを社会的に包摂するために、様々な学習ニーズに対応し、誰1人取り残すことなく、学習機会を提供することも掲げております。

本村における地域における多文化共生推進プランへの取組を伺います。

○議長（下村 宏君） 総務部長 吉原克彦君。

〔総務部長 吉原克彦君登壇〕

○総務部長（吉原克彦君） 本村における多文化共生推進プランへの取り組みでございますが、現在、本村では、多文化共生推進プランの策定は行っておりません。

ですが、総務省では、地域における多文化共生を国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築くこととしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことと定義しております。外国籍の住民が地域社会で孤立することなく、日本人とともに生活していくためには、日本語でのコミュニケーション能力を身につけることが必要と考えます。最近では、自国語から日本語に翻訳するツールも充実してきており、一定程度のコミュニケーション環境が整いつつあると思います。あわせて、一般の村民が外国人と日本人の相互理解のための環境づくりを行っていくことが大切であると考えます。

また、学校においても、多文化共生の理解促進のため、今後取り組んでいくことが重要になってくるものと考えます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） 議長すみません、室内の空気も乾燥していることから、岡沢議員、だいぶ喉に支障をきたしているのかなと思ひまして、よろしければこちらの水をちょっと提供……よろしいですか。

○8番（岡沢 清君） 大丈夫。

○5番（松村広志君） では、失礼いたしました。

専門家によれば、公民館は地域住民が教養を涵養する場として、国籍に関係なく利用できる社会施設であり、外国人に関しては、かねてより日本語学習の機会を提供し、外国人の地域参加を促すための学びの場としても位置づけられております。

改めて、本村における多様な文化・人々の地域拠点としての公民館の活用を伺います。

○議長（下村 宏君） 総務部長 吉原克彦君。

〔総務部長 吉原克彦君登壇〕

○総務部長（吉原克彦君） 昨年度改定いたしました美浦村生涯学習推進計画において、誰1人取り残すことのない生涯学習社会の構築を目指し、人権尊重、多文化共生の意識づくり、生涯学習による地域課題の解決など、多様性を認め、つながり合う地域づくりを推進することを基本方針に掲げております。

これまでも、みほ文化講座で外国人講師を採用し、外国語や多文化を学習する講座を開講してきました。引き続き、多文化共生社会に向けて、生涯にわたる多様な学びの充実や、人と人がともに学び合う環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） 御対応をよろしくお願いいたします。

今年3月、第2期美浦村教育振興基本計画と同時に、新たに作成された美浦村生涯学習推進計画では、さらなるSDGsの推進と、ウェルビーイングを基軸に据えたすばらしい計画書が策定されました。改めて感謝を申し上げます。

その中、美浦村における現況と生涯学習の課題では、社会総がかりの教育、地域との連携が掲げられております。社会教育の観点からも、個人の能力の強化や、地域の様々な活動の需要に結びつき、やがては、本計画の基本理念で掲げる「人と人がともに学び つながり 伝えあいながら 持続可能に学べる村づくり」、さらに地域の学びの実践とウェルビーイング実現に結実していくと信じております。

以上で、一つ目の質問を終わります。

続いて、災害広報について伺います。

初めに、昨年行った議会質問、災害時などに移動可能なモバイル仮設住宅について、民間企業との連携により、トレーラー型ハウスを2基導入や災害協定を進めていただき、感謝を申し上げます。そのあとの議会質問で提案いたしました、トレーラー型トイレも引き続きよろしくお願いいたします。

東日本大震災などの大地震の際に、停電の影響で多くの地域や防災無線などが一時使えない事態が起きました。今年1月に発生した能登半島地震でも、同様の実態が明らかとなり、教訓が生きていない。余震対応も含め、確実な避難情報発信が大きな課題となっております。防災無線が届かない、スマホを持っていない、アプリが使えないなど、高齢者や目の不自由な方への対応、周知について伺います。時間の都合上、画面で御覧いただいているパンフレットについては触れませんが、御参考にしていただければと思います。

本村の意向を伺います。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 岡澤光一君。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○**経済建設部長（岡澤光一君）** 松村議員の御質問にお答えします。

地震をはじめ、災害に見舞われた際には、災害に関する情報を正確かつ迅速に住民の皆様へ、お伝えすることが重要であります。

本村では、こうした情報伝達手段の一つとして、屋外防災行政無線を整備・運用しておりますが、これまでも停電時の懸案や無線が届かない、聞きづらいなど、御指摘や御意見をいただき、可能な限り改善に努めてまいりました。昨年度の屋外防災行政無線システム更新事業におきましても、三つの評価ポイントを掲げ、整備をしたところでございます。

一つは、停電時において、総務省が定める48時間以上の稼働が可能となるバックアップ機能強化を図りました。

二つ目としまして、音声ソフトのバージョンアップにより、従来に比べ聞き取りやすい音声に改善しております。

三つ目は、情報配信機能の強化としまして、幅広い年代での登録者拡大を図るべく、SNS利用者の中でも、高齢者の登録が多く、利用者数が圧倒的に多いLINEによる情報発信を追加いたしました。

このほか、防災メールやエックス、フェイスブックでの配信、NTTドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイルと連携したエリアメールでの緊急的な情報発信など、手段、選択肢の拡大を行い、無線が届かない、聞こえない、聞きづらいといった解消に努めております。

一方、スマホ——スマートフォンを持っていない、アプリが使えない方々への対応といたしましては、茨城県の防災システムと連動し、避難情報や避難所開設情報をテレビのテロップ欄へ表示するなど、テレビによる災害情報の取得ができるようにしております。

また、目の不自由な方への対応につきましては、スマートフォンの読み上げ機能や読み上げアプリを利用していただくことで、防災メール、メールによる情報を取得していただくことも可能でございます。

なお、村地域防災計画にも基づき、高齢者、障害者などの避難行動要支援者につきましても、緊急通報システムなどを活用しながら、人的な支援連携による対応をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○**議長（下村 宏君）** 松村広志君。

○**5番（松村広志君）** 続けて、質問いたします。

大規模災害などで、特に懸念されることの一つに、自治体と消防団との連携が挙げられます。旧態依然とした連絡方法や、情報の共有手段などの懸念が指摘されております。

本村での連携とその効果や効率について、現状をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 岡澤光一君。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 災害時や緊急時においては、村災害対策本部より、防災メールを利用して、速やかに各消防団へ待機・出動の伝達を行っております。伝達は、全団員への一斉通知分団を限定した通知など、状況に応じて使い分けをしております。出動後は村消防団本部指揮のもと、無線による情報伝達を行っております。消防無線は緊急を要する活動において操作が大変安易であり、通信制度は極めて高く、さらに双方向の通信ができることから、出動した団員からの報告を受け、現場に適した指示をするなど、連絡を密にした災害対応を行っております。そして、消防団員の安全の確保にもつながっていると考えております。

過去の大雨による災害時には、冠水した道路の封鎖や迂回対応、土のう設置、被害状況の確認など、村職員だけでは人員に限りがある中、消防団と分担して災害対応を行った事例が数多くあります。

また、東日本大震災においては、地区の復旧活動のほか、消防車での広報、物資の配達など、地域の皆さんと連携して、二次被害を最小限とする活動をしており、引き続き地域と密接な消防団活動の体制を維持してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） 災害時や、それ以外のフェーズを問わず、地域住民から求められているものの中に、身近な情報があります。

そして、手頃なコミュニティー活動や地域ならではの情報受信は今後ますますニーズが高まると考えられます。

本村の現状と今後の意向を伺います。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 岡澤光一君。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 震災後、被災者や避難者の不安を取り除くとともに、地域の皆さんによる自主的な支援活動を促進する上で、生活に関わる情報提供を的確に行うことは、行政の大きな役割と認識しております。

住民の皆様への災害情報、また、御指摘のありました、そのほかのイベントや防犯情報などの配信につきましては、昨年更新いたしましたシステムを活用し、多くの方々に受診していただくよう、LINEやメール登録の周知を推進してまいります。

なお、一般的に津波が心配される海沿いの自治体、集落の孤立が心配される山間部、あるいは都市部、行政区域の広さなどになどにより、想定される災害の種類や規模も違うことから、地域特性に合ったシステムの整備が求められます。

さきに御答弁させていただきましたように、本村においても、こうした視点と実用性、導入費用、管理コストも見据え、整備改善をしてまいりましたが、今回、委員御

紹介の情報手段も大変有効だと考えられます。今後ますますこのような企業が開発する便利な情報配信システムや、普及の進むスマートフォンのアプリケーションを活用したシステムも出てくると思われます。屋外防災行政無線の更新のタイミングに向け調査を続け、その時期において、よりよい情報手段の導入、システム更新ができるようにしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） 今後の研究については、ぜひコストパフォーマンスなども考慮しながら、より改良されたシステムへの検討をお願いいたします。

最後に、ケアラー支援について伺います。

御存じのとおり、ケアラーとは、心身の機能の低下、負傷、疾病、障害、その他の理由により援助を必要とする家族、身近な人などに対して、無償で介護、看護、日常生活上の、世話その他の援助を行う方を言います。

茨城県が定める条例では、全てのケアラーと、ケアを受ける人が誰1人取り残されず、ともに安心できる生活を送り、自分らしい人生を歩んでいくことができるよう、ケアを家族などだけの問題にとどまらない、世代を超えた社会問題として認識し、ケアラーを社会全体で支えていく必要があるとしている。

これまで平成30年9月の議会質問では、認知症や障害者の家族を支援するケアラーズカフェの提案や、令和3年6月の議会質問ではヤングケアラー支援などの質問を行ってまいりました。

その後の本村の取り組みを伺います。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 圓城達也君。

〔保健福祉部長 圓城達也君登壇〕

○保健福祉部長（圓城達也君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

令和3年6月の第2回定例会において、松村議員よりヤングケアラーの支援について御質問をいただき、ヤングケアラー支援策の推進と、社会的認知度の向上に向けた取り組みについてお尋ねをいただきました。

当時の担当部長からは、子供自身の認知度の向上や周囲の大人の理解を深めることが重要であり、今後は、学校と連携して、ヤングケアラーの概念を学ぶリーフレットを配布するなど、関係機関と連携を図りながら、認知度を高め、必要な支援につなげていきたいとの答弁がなされました。

その後の村の対応でございますが、まず、関係各課に周知等について検討し、質問後の広報みほ7月号には特集を組んでおりまして、ヤングケアラーについての周知だけでなく、様々なお悩みに対する相談窓口も掲載したところでございます。

また、2023年には、こども家庭庁が発足し、ヤングケアラー支援の推進が加速する中、国や県が作成したチラシ、ポスターを掲示したほか、各小・中学校にはリーフレ

ットを配布し、ヤングケアラー認知の向上に努めてきたところでございます。

さらに、各課におきましても、それぞれ支援体制を整えておりまして、健康増進課では、美浦村子供を守る地域ネットワークでの検討を初めとして、各種健診や訪問活動での相談体制の充実を図っており、美浦中学校では、毎週行われる教育村相談部会や、生徒指導部会にて、生徒の課題解決に努めているほか、令和5年4月からは、タブレットでのオンライン相談窓口も開設し、支援体制の強化を図っているところでございます。

福祉介護課でも、生活保護やDV問題、介護支援や障害相談等のあらゆる場面で、相談支援体制を整えているほか、ケアラー支援としての介護家族の身体的精神的不安を軽減するための家族介護教室を美浦村社会福祉協議会に委託し、毎年開催しているところでございます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） 様々な御対応に感謝いたします。ありがとうございました。

さて、ヤングケアラーという言葉の認知度は大分上がってきております。しかしながら、一方で、ヤングケアラーへの支援は、法律による明確な根拠規定が存在しないことから、地域による取り組みにもばらつきがあると言われております。

先ほどありました、現在国は2022年から24年までの3年間で、ヤングケアラー認知度向上の集中取組期間と定めて、啓発活動を展開しております。その中、今年3月28日に成立した国の予算では、ヤングケアラー支援が盛り込まれており、さらなるヤングケアラーの支援体制の構築のため、各自治体へ取組を促す補助制度が設けられております。

そこで、本村での新たな補助制度の活用について伺います。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 圓城達也君。

〔保健福祉部長 圓城達也君登壇〕

○保健福祉部長（圓城達也君） 松村議員の御質問にお答えします。

国や県におきましては、ヤングケアラー支援に向けた財政補助をはじめ、支援制度の充実も図られてきました。

こども家庭庁では、ヤングケアラー支援体制強化事業といたしまして、ヤングケアラーコーディネーターの配置、ピアサポート等、相談支援体制の推進等の財政支援を行っております。

茨城県においては、認定NPO法人とヤングケアラー支援に関わる連携協力に関する協定を結び、オンラインでの相談や適切な福祉サービスにつなぐサービス、同じ悩みを持つケアラー同士の対話プログラムや、学習支援プログラムなどの伴走支援を行っており、さらには支援機関を対象とした研修会や出前講座も開催しております。

補助制度の活用につきましては、補助を必要としている方に適切な支援が必要ですが、ヤングケアラーそれぞれが担うケアの量や質には幅があり、ケアを担うこ

とになった背景や抱えている悩みは、その家庭状況等により様々で、支援する側においても、個別の具体的なケースに寄り添った対応が求められるため、関係各課での他機関連携が必要になるケースも考えられます。

また、ヤングケアラーは身近な課題である一方、家庭内の問題であり、子供自身が当たり前とっていて気づいていないケースや、家庭内のことを知られたくないと考えており、把握が難しいケースもあるなど、ヤングケアラー自身がどのように受け止めているかによっても違いがあるため、一律に補助や支援の線引きを行うことは困難であります。

実際に茨城県が令和4年4月から7月にかけて中学生を対象に行ったアンケートでは、ヤングケアラーという言葉を知ったことがある、内容も知っていると回答された方は全体の約2割であり、よく知らない、聞いたことがないと回答された方は合わせて約8割もあり、中学生のヤングケアラーに対する認知度は低いと言わざるを得ません。

村といたしましては、まずはホームページや広報等での周知を行い、社会的認知度を高め、実態がより明らかになれば、関係各課で支援体制を強化し、必要な方に適切な支援を行っていただけるよう努めてまいりたいと思います。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） 専門家によれば、現在の国のシステムでは、ケアが必要な人のための法制度はあるが、ケアラーを支援するための法制度がないとも言われております。

日本女子大学の堀越名誉教授は、家族の共倒れを防ぎ、多様な全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活が送れるよう、ケアラーを支援する法律の制定が急務であると述べております。イギリスのケア法では、地方自治体の一般的責任は、個人のウェルビーイングを推進することと定められております。国内でも多様なケアラーの存在、ビジネスケアラー・若者ケアラー・ミドルケアラー・シングルケアラー・ダブルケアラーなど、今日のように、誰もがケアラーになる可能性の高い時代においては、ケアの必要な人の年齢や状態ごとのケアラー支援ではなく、ケアラーに共通する理念を明確にし、多様な全てのケアラーを支援する法制度が必要と私も考えます。埼玉県議会、また、9都県、首脳会議、全国知事会などでは、ケアラー支援の状況も踏まえ、ケアラー支援の法制化、国と自治体の役割分担の明確化に関する要請が始まっているようです。

多様な全てのケアラー支援へ、村のガイドラインづくりは必要と私は考えます。本村の見解を伺います。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 圓城達也君。

〔保健福祉部長 圓城達也君登壇〕

○保健福祉部長（圓城達也君） 松村議員の御質問にお答えします。

茨城県が令和3年12月に定めた、茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に

生きやすい社会を実現するための条例におきましては、御質問にもございますとおり、全てのケアラーとケアを受ける人が自分らしい人生を歩んでいけるよう、ケアの問題を社会問題として認識し、社会全体として支えていくと規定されており、令和5年3月に策定された茨城県ケアラー支援推進計画においては、条例の趣旨を踏まえたケアラー支援を計画的に推進する、四つの基本方針が示されました。1 認知度向上・理解促進、2 相談・支援体制の整備、3 多様な支援施策の推進、4 人材の育成でございます。

ケアラーにおいては、家族のケアは当たり前といった意識や、相談へのためらい、部屋支援の理解不足などから、問題を抱えたまま孤立孤独に陥りやすい状況が懸念されます。特に、ヤングケアラーにおいては、家族のケアやお手伝いは、思いやりや責任感を育む、いい面もありますが、一方で、過度な負担が続くと子供自身の心身の不安、学習面での遅れ、社会的発達の制限など、本来守られるべき子供自身の権利が侵害される悪影響も懸念されます。また、先ほど申し上げましたとおり、本人に自覚がない、または他人に知られたくないなどの理由により表面化しにくく、把握が難しい状況にもあります。この基本方針は、ケアラーに対して効果的かつ適切に支援を行うために必要な、気づく・つなぐ・支えるといった、三つのプロセスを機能させるための方針であり、本村におきましても、県の支援計画に従った体制づくりが重要と考えます。まずは、ケアラーの存在や支援の必要性等について周知啓発し、認知度向上、理解促進を図り、次に、関係各課が相談支援機能の充実を図ることにより、相談窓口を明確化し、相談しやすい環境を推進していきます。

次に、ケアラーの心身の負担軽減や生活環境の改善を図るなど、多様な支援施策を推進し、さらに気づく・つなぐ・支えるといった、プロセスの実現を担う人材の育成を行っていきたいと考えております。御質問の趣旨であるガイドラインの検討でございますが、先ほどの基本方針に沿った施策を実現していくため、まずは認知度向上、理解促進に努め、対応については、関係各課と連携し、個別のケースに寄り添った支援を行うためのフローチャートを作成し、支援策を見える化することにより、具体的な支援策を明確にしていく中で、ガイドラインの策定も検討してまいりたいと考えております。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） ほかに先駆けた、すばらしい取組に思います。感謝を申し上げます。ぜひともよろしく願いいたします。

さて、今回の質問のメインテーマと言えるウェルビーイングについて、聖ウルスラ学院理事長であり、教育心理学者の梶田叡一博士は、ウェルビーイングを幸福と訳す人もいますが、単に幸福を意味するならハピネスでいいわけです。幸福の条件として、身体的な健康、精神的な満足、社会的な豊かさは確かに欠かせません。その上で、人間としてよりよく生きる中で生まれる生命の充足感にこそ、ウェルビーイングの本質

があるのですと説明されております。

ウェルビーイングやSDGs、誰も置き去りにしない社会、それぞれに底通する理念、目指すべき社会に何が必要とされるでしょうか。経済的、物質的豊かさ、独善的、自分さえよければと、他人を顧みない自己本位が横行する現代社会において失われつつある本来の人間らしさ、その一つが、まごころではないでしょうか。質問の最後に、まごころについて、必ず通じます。本当に賢い人とは思いやりとまごころで友情を広げ、創意工夫を重ねて、世界を変えていく挑戦者なのですとの箴言を添えて、私からの質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、松村広志君の一般質問を終了いたします。

○議長（下村 宏君） 次に、日程第2 議案第16号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第17号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第18号 美浦村税条例の一部を改正する条例
を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第19号 美浦村家庭的保育事業等の設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第6 議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について（大山マリーナ）を議題といたします。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第7 議案第21号 令和6年度美浦村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第8 議案第22号 令和6年度美浦村国民健康保険特別

会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第9 議案第23号 令和6年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第10 議案第24号 令和6年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第11 議案第25号 令和6年度美浦村水道事業会計補正
予算（第1号）を議題といたします。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第12 議案第26号 令和6年度美浦村下水道事業会計補
正予算（第1号）を議題といたします。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第13 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定及び和解について）から議案第28号 令和6年度美浦村一般会計補正予算（第2号）までの2議案を一括議題といたします。

ただいま議題となっている2議案につきましては、提案理由の説明書を事前に配付をしております。

お諮りいたします。

議案第27号から議案第28号について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定及び和解について）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定をいたしました。

議案第28号 令和6年度美浦村一般会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第14 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から閉会中の所管事務調査について申出がありました。

お諮りいたします。

本件は、各委員長の申出のとおり調査事項としたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

以上で、本定例会にされた事件は全て終了をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上をもって、令和6年第2回、美浦村定例議会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時54分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 下 村 宏

署 名 議 員 葉 梨 公 一

署 名 議 員 小 泉 嘉 忠

署 名 議 員 岡 沢 清